

# 令和4年度 入札・契約制度の改善

(令和4年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

本市では、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事等の品質確保を目的として、従来から入札契約制度の改善に取り組んでいます。

今回、以下のとおり入札・契約制度を改善し、令和4年4月1日から実施します。

1. 建設工事に係る委託業務の一抜け方式の実施
2. 一般競争入札参加資格要件の民間施工実績の拡大
3. 特例監理技術者の兼務要件について

# 1. 建設工事に係る委託業務の一抜け方式の実施

同一業者が複数案件を受注することにより、適正な業務の履行がなされない恐れがある場合を考慮し、建設工事に係る委託業務の一般競争入札で、一抜け方式を実施します。

# 2. 一般競争入札参加資格要件の民間施工実績の拡大

一般競争入札の参加資格要件で、一部の工事で認めている民間施工実績（元請に限る）を、更なる入札参加機会の拡大を図るため、下記の工事も対象とします。

（対象工事）

電気工事：設計金額 3,000 万円未満

管工事：設計金額 3,000 万円未満

※公告文に記載した案件に限ります。

# 3. 特例監理技術者の兼務要件について

適正な施工の確保を図るため、特例監理技術者が兼務できる範囲を、下記のとおり定めます。

（要件）

- ・本市発注の建設工事は予定価格 1 億 8,000 万円未満であること
- ・施工場所は、松山市内又は工事現場の相互の間隔が 10.0km 以内であること